

評議員、役員及び評議員選任・解任委員の報酬等並びに費用弁償に関する規程
(社会福祉法人 稲穂会)

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人稲穂会（以下「当法人」という。）定款に基づき、評議員、理事、監事、及び評議員選任・解任委員の報酬等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員の報酬等)

第2条 評議員の報酬等は、当法人の定款第8条の規定により、無報酬とする。

(評議員の報酬等の支給基準)

第3条 評議員の報酬等の支給基準は、次の各号のとおりとする。

- 1 評議員会及び法人・施設業務への出席1回につき、出席旅費として2,000円（手取り）を支給する。
- 2 その他、旅費、出張等の経費は当法人の旅費規程に準じて支給する。

(理事の報酬等)

第4条 理事の報酬等は、当法人の定款第21条の規定により、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対してのみ報酬を支給する。

(理事の報酬等の支給基準)

第5条 理事の報酬等の支給基準は、次の各号のとおりとする。

- 1 理事会への出席1回につき、出席旅費として2,000円（手取り）を支給する。
- 2 業務執行理事の法人・施設業務への出勤1回につき、日額10,000円（手取り）を支給する。
- 3 その他、旅費、出張等の経費は当法人の旅費規程に準じて支給する。

(監事の報酬等)

第6条 監事の報酬等は、当法人の定款第21条の規定により、無報酬とする。

(監事の報酬等の支給基準)

第7条 監事の報酬等の支給基準は、次の各号のとおりとする。

- 1 理事会、評議員会及び法人・施設業務への出席1回につき、出席旅費として2,000円（手取り）を支給する。

- 2 会計士、税理士等財務専門資格者の報酬については、理事会、評議員会及び法人・施設業務への出席1回につき、別途日額15,000円（手取り）を支給する。
- 3 その他、旅費、出張等の経費は当法人の旅費規程に準じて支給する。

（評議員選任・解任委員の報酬等）

第8条 評議員選任・解任委員の報酬等は、次の各号のとおりとする。

- 1 評議員選任・解任委員会への出席1回につき、出席旅費として2,000円（手取り）を支給する。
- 2 その他、旅費、出張等の経費は当法人の旅費規程に準じて支給する。

（その他）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

（改 廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成30年3月30日評議員会の議決日から施行する。

平成30年6月6日一部改訂

令和2年8月4日一部改訂

令和3年4月1日一部改訂